

お客様各位

令和元年7月22日

建築確認申請等手数料改定のお知らせ

皆様には、平素よりご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
近年の建築基準法に係る制度改正による確認審査に要する事務処理量の増加に伴い、建築確認申請等手数料を下記のとおり改定いたします。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

記

1. 改定額

(1) 確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額 (単位:円)			
	現行		改定後	
	構造計算書の添付を要する建築物 (建築基準法第6条第一号、第1項第二号又は第三号) に該当する場合 ※ () 内は設計住宅性能評価と併願申請の場合	構造計算書の添付を要しない建築物 (同法第6条第1項第四号又は第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等) に該当する場合 ※ () 内は設計住宅性能評価と併願申請の場合	構造計算書の添付を要する建築物 (建築基準法第6条第一号、第1項第二号又は第三号) に該当する場合 ※ () 内は設計住宅性能評価と併願申請の場合	構造計算書の添付を要しない建築物 (同法第6条第1項第四号又は第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等) に該当する場合 ※ () 内は設計住宅性能評価と併願申請の場合
100㎡以内のもの	27,000 (24,000)	17,000 (14,000)	33,000 (30,000)	19,000 (16,000)
100㎡を超え200㎡以内のもの	36,000 (32,000)	26,000 (22,000)	44,000 (40,000)	29,000 (25,000)
200㎡を超え500㎡以内のもの	45,000 (40,000)	35,000 (30,000)	53,000 (48,000)	39,000 (34,000)
建築設備	11,000		11,000 (変更なし)	
小荷物昇降機	6,000		6,000 (変更なし)	
工作物	10,000		10,000 (変更なし)	

(2) 中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額 (単位:円)	
	現行	改正後
100㎡以内のもの	15,000	18,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	19,000	24,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	24,000	32,000
建築設備	13,000	13,000 (変更なし)
小荷物昇降機	8,000	8,000 (変更なし)
工作物	9,000	9,000 (変更なし)

(3) 完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額(単位:円)					
	現 行			改 定 後		
	中間検査を行っていない場合	中間検査を行っている場合	建設住宅性能評価と併願申請の場合	中間検査を行っていない場合	中間検査を行っている場合	建設住宅性能評価と併願申請の場合
100㎡以内のもの	17,000	16,000	11,000	20,000	19,000	14,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000	20,000	13,000	26,000	24,000	17,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	28,000	26,000	17,000	35,000	33,000	24,000
建築設備	15,000			15,000 (変更なし)		
小荷物昇降機	10,000			10,000 (変更なし)		
工作物	11,000			11,000 (変更なし)		

※住宅の現場所在地に応じた料金の加算額はありません。ただし、住宅の所在地が本島以外の市町村又は離島にあっては、申請者と協議の上、申請手数料に船賃又は航空運賃等その他実費額を加算することになります。

2. 改定時期

令和元年8月1日以降の申請引受け分より適用します。

公益財団法人沖縄県建設技術センター